二　内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

2　宇宙政策委員会は、前項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3　宇宙政策委員会は、第一項各号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

4　前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員その他宇宙政策委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条第一項中「第三十七条第一項」を「第三十七条第二項」に改める。

附則第二条の二第一項中「第三項第七号の二」を「第三項第七号の六」に改める。

附則第三条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第十三条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「附則第三条の二第一項前段」とする。

附則第三条の二第二項中「第十三条第二項」を「第十三条第三項」に、「第十三条第四項」に改める。

（文部科学省設置法の一部改正）

第二条　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　宇宙開発委員会（第八条―第十七条）」を「第三款　削除」に改める。

第四条第六十五号中「推進」の下に「に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのもの」を加える。

第六条第一項を次のように改める。

本省に、科学技術・学術審議会を置く。

第三章第二節第三款を次のように改める。

第三款　削除

第八条から第十七条まで　削除

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正）

第三条　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平和の目的に限り」を「宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第二条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり」に改める。

第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

第十八条第一項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

第十九条の見出しを「（宇宙開発利用に関する基本的な計画）」に改め、同条中「宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する長期的な計画」を「宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画」に改め、同条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、前条第一項第二号及び第八号に掲げる業務（同項第二号に掲げる業務のうち航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発に係るもの並びに同項第八号に掲げる業務のうち宇宙科学及び航空科学技術に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務に関し、中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第二十四条第一項中「宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるときは」を「次に掲げる場合には」に改め、同項に次の各号を加える。

一　宇宙の開発及び利用に関する条約その他の国際約束を我が国が誠実に履行するため必要があると認めるとき。

二　関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるとき。

第二十六条第一項第二号中「第四号」の下に「から第八号まで」を加え、「同号」を「第四号から第八号まで」に改め、同項第三号中「次号」の下に「から第八号まで」を加え、同項第四号中「第六号に掲げるもの（」を「第七号に掲げるもの（次号から第七号までに規定するものを除き、」に改め、同項に次の四号を加える。

五　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（第七号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

六　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（次号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、総務大臣及び政令で定める大臣

七　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの（宇宙の利用の推進に関するものに限る。）並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び前号の政令で定める大臣

八　第十八条第一項に規定する業務のうち同項第六号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

第二十六条第二項中「前項第四号」の下に「から第八号まで」を加え、同条第四項ただし書中「第一項第四号」の下に「から第八号まで」を加える。

第二十七条第一項第一号中「前条第一項第四号」の下に「から第八号まで」を加え、「同号」を「前条第一項第四号から第八号まで」に改め、同項第二号中「前条第一項第四号」の下に「から第八号まで」を加え、同条第二項中「関し、総務省の独立行政法人評価委員会」を「関しては総務省の独立行政法人評価委員会の、同項第五号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会の、同項第六号に規定する業務に関しては総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第七号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第八号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　前条第一項第五号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに内閣府の独立行政法人評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会」とする。

3　前条第一項第六号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。

4　前条第一項第七号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会」とする。